

様式第3号（第4条関係）

補助金の交付申請に関する誓約書

- 1 移住・定住促進事業に関する報告及び立入調査について、甲賀市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 移住・定住促進事業補助金交付申請書での申請日から5年間、甲賀市が住民基本台帳等を使用して、居住及び転出先確認を行うことに同意します。
 - 3 以下の場合には、県要綱及び甲賀市移住・定住促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住・定住促進事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住・定住促進事業補助金の申請日から3年未満に甲賀市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住・定住促進事業補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 移住・定住促進事業補助金の申請日から3年以上5年以内に甲賀市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住・定住促進事業補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

年 月 日

住 所
氏 名

㊞